

遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）と株式会社南都銀行（以下「乙」という。）とは、信託を活用した遺産の寄附制度について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲へ遺産の寄附を希望する者の意思を実現するために、相互に協力し、寄附による地域貢献の活性化を推進することを目的とする。

2 前項の実施にあたっては、生前乙に財産を信託した者（以下「委託者」という。）が死亡した際に、当該財産を乙が第二受益者（委託者が指定した受取人をいう。以下同じ。）に、支払う仕組み（以下「遺言代用信託」という。）を活用した寄附制度（以下「本制度」という。）を用いるものとし、甲及び乙は本制度の円滑な運営を行うとともに、広く本制度の周知を図るものとする。

（業務の実施）

第2条 乙は、委託者が甲を第二受益者に指定する遺言代用信託について、委託者と契約を締結するものとする。

2 甲は、本制度に係る委託者からの相談又は申出があった場合には、委託者の同意を得た上で委託者に関する情報を乙に提供することができる。

3 乙は、委託者から本制度を利用したい旨の申出があった場合には、委託者の同意を得た上で甲に委託者の情報を提供し、甲に当該委託者からの寄附を受け入れる意思があるかを確認するものとする。

4 乙は、委託者が遠隔地に居住している場合等の理由により、対応が困難であると判断した場合には、甲に報告した上で委託者の相談に応じることを辞退することができる。

（報告等）

第3条 甲は、甲を第二受益者とする本制度の契約件数及び寄附見込総額について、乙に報告を求めることができる。

- 2 乙は、前項の報告を求められたときは、書面で甲に報告するものとする。
- 3 乙は、本制度の円滑な運営のために必要であると判断したときは、あらかじめ死亡通知人（委託者の相続が開始したことを乙に通知する者をいう。以下同じ。）の同意を得た上で、当該死亡通知人に係る情報を甲に通知することができる。

（寄附手続）

第4条 乙は、委託者の相続が開始したときは、甲に対し速やかに相続を開始した旨の通知を行うものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託者の信託財産の受領可否を決定し、その結果を乙に報告するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により甲の受領の意思が確認できたときは、あらかじめ甲が指定した甲名義の預金口座に信託財産の交付を行うものとする。

（秘密の保持）

第5条 乙は、この協定により知り得た情報を他に漏らし、又は他の目的で使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の取扱い）

第6条 乙は、この協定による業務を処理するために個人情報を取り扱うときは、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

（広報活動への協力及び事前了承）

第7条 乙は、本制度の利用促進を図るため、甲が企画する講演会・説明会・個別相談会への講師及び相談員の派遣等甲による本制度の広報活動に協力するものとする。

- 2 甲及び乙は、この協定に係る広報活動を行うとき、又は文書等に甲及び乙に

関する内容を記載するときは、事前に互いの了解を得るものとする。

(報酬等)

第8条 甲及び乙は、前条に規定する広報活動を行うときの報酬その他経費については、相互に求めないものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との協定に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この協定の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受け

たにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前項の規定によりこの協定が解除された場合においては、甲は、乙に対し費用の償還又は損害の請求を行うことができる。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、その取扱いを決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、更に1年延長するものとし、以後も、同様とする。

令和3年1月19日

甲：奈良県生駒市東新町8番38号

生駒市長 小紫 雅史

乙：奈良県奈良市橋本町16番地

株式会社南都銀行

取締役頭取 橋本 隆史